

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第124号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則の一部を改正する規則

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「都市計画局交通政策担当局長」を「都市計画局長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市総務課)